

## 平成30年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年3月2日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 町民課長 斉藤明美 企画課長 遠山一郎  
教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行  
観光商工課長 小平春幸 会計管理者 市川清美  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

7番 榎本 真弓

8番 森本 信明

散会 午後3時56分

(午前10時00分 開会)

**議長（西藤 努君）** おはようございます。本日から3月定例会が始まります。議員各位におかれましては会期期間中、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、本日、会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶の撮影、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

定刻に達し、定足数の達しておりますので、ただいまから平成30年第1回立科町議会定会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、農業委員会会長、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（西藤 努君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、7番議員、榎本真弓君、8番議員、森本信明君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

**議長（西藤 努君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、議会運営委員長より報告願います。土屋春江議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈9番 土屋 春江 登壇〉

**9番（土屋春江君）** おはようございます。議会運営委員長の土屋です。

会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、2月19日議会運営委員会を開催し、平成30年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から3月19日までの18日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（西藤 努君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの18日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。青井事務局長。

**議会事務局長（青井義和君）** それでは、会期日程について朗読の上、説明をさせていただきます。

本定例会の会期日程第を議会運営委員会の検討結果に基づき、ご説明申し上げます。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、議会だより編集委員会を第一委員会室で開催いたします。

2日目、3日、3日目、4日は休会となります。

4日目、5日は午前10時に開会し、本日に引き続き、議案の上程、提案説明を行います。終了後、立科町土地開発公社理事会在が開催されます。なお、理事会終了後、全員協議会を開催いたします。

5日目、6日は午前10時に開会し、議案質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

6日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

8日目、9日は午前9時より社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日、10日目、11日は休会です。

11日目、12日は午前9時より総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

12日目、13日から15日目、16日までは委員会予備日としてございますが、13日、14日については予算特別委員会を開催する予定であります。

16日目、17日、17日目、18日は休会といたします。

18日目、19日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上です。

### ◎日程第3 町長招集のあいさつ

**議長（西藤 努君）** 日程第3 町長招集の挨拶。米村町長。登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** おはようございます。本日ここに平成30年第1回立科町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

改めまして、固定資産税の課税誤り及び下水道事業の不適切な事務処理につきましては、納税をいただいております皆様、町民の皆様、また関係機関の皆様の信頼を損

ない、町の信用を失墜させてしまいましたことに対し、深くお詫びを申し上げます。

この不祥事を重く受けとめ、町では組織においても今回の事案について、考える期間を設け、情報の共有により、今後、同じような事案を繰り返すことがないように意識づけを図っていくとともに、弁護士の方を委員長とする5名の委員の皆様で構成する第三者委員会を設け、事実の認定、原因の分析、再発防止策について調査・検討を始めました。

理事者、職員が職務、職責を見つめ直し、町民皆様の信頼回復に向け、一層の努力を課せられてまいることは当然のこと。町民の皆様のため、また立科町発展のためにも職員一同、努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

さて、長野オリンピック、パラリンピックが開催されてから早いもので、今年で20年を迎え、また先月、平昌オリンピックでの17日間に及ぶ熱い戦いが幕を閉じました。

連日、日本人選手の活躍が報じられ、そのすばらしいパフォーマンスや、オリンピックの舞台に立つまでのさまざまな努力や思いが、私たちに勇気と感動を与えてくれました。力が発揮できた、できなかった、どちらであっても2年後の、4年後の北京に向けた新たな挑戦が始まる瞬間でもあると感じました。

また、2年後の東京オリンピックへの気運も盛り上がり、新たな若い力の台頭にも期待するところであります。そして、3月9日から始まるパラリンピックでも、再び日本人選手の活躍に、大いに盛り上がることを期待せずにはられません。

国においては、昨年12月に新しい経済政策パッケージについて閣議決定され、その中で持続的な経済成長をなし遂げるための鍵は、少子高齢化への対応であり、その最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020年に向けて取り組んでいくとされています。

また、国の平成30年度予算においても、人づくり革命や生産性革命を初め、現下の重要課題に対する施策に重点化を図っています。国や県の動向に注視しつつ、いち早く情報を収集するとともに、いかにまちづくりに役立てていくことが重要なことであると考えております。

また、当町の財政状況ですが、平成28年度決算において、実質公債費率5.8%、経済収支比率76.9%、特定目的基金現在高約37億5,000万円など、健全な財政状況を維持している一方で、財政力指数0.34と自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源に頼る財政運営が続いております。

なお、立科町人口ビジョンの推計から少子高齢化及び生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入では、主要自主財源である町税等の減収、また国家財政の健全化に伴う地方交付税等の依存財源の減収が見込まれております。

歳出では、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費や、公共施設の老朽化に伴う

改修費用、建てかえ費用などが見込まれることから、将来を見据えた財政運営が求められています。

このようなことを踏まえ、平成30年度予算編成においては、平成29年度に引き続き3つの重点指針、子育てしやすいまちづくり、定住・移住したくなるまちづくり、誰にも優しく健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくりを掲げ、町民の皆さんが幸せを感じ、地域が活気づく施策の推進と、立科町で暮らすことに幸せや喜びを感じられるまちづくり、そして愛する立科町を次世代に引き継いでいくためのまちづくりを推進することを目的に、少子高齢化・人口減少への的確な対応により、人口減少の抑制を図り、将来にわたって活力ある地域社会を創造できるよう組織全体で知恵と力を結集して、総合戦略に掲げる各施策の目標値の早期達成に向け、予算編成に努めてまいりました。

平成30年度の3つの重点指針における主な新施策についてですが、まず、子育てしやすいまちづくりは、地域で暮らす若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられることに対して、子育て支援の充実を図り、地域で安心して子供を産み、育てられる環境を整えていくために、重点指針として掲げております。

主な新施策としましては、より経済的負担が大きくなる高等学校等における教育にかかわる経済的負担の軽減を図り、もって教育機会均等と地域社会の有為な人材の育成に寄与することを目的に、子育て支援の一環として立科町高等学校等就学支援金交付条例をつくり、支援金は申請により生徒1人当たり月額3,000円を交付するものであり、申請制度とし所得制限は設けておりません。なお、町税等に滞納がある場合は支援金対象外となります。また財源については、立科町ふるさと寄附金のうち、次世代をつくる子供の育成と教育、文化の振興に関する事業へのふるさと寄附金を充てるつもりであります。

また、第2子以降の保育料半額化については、現在、お子さんが2人同時入所と住民税所得割が一定基準未満の世帯については、第2子保育料が半額になっておりますが、この枠をなくし、18歳未満のお子さんが2人以上いる世帯、保育所入園児の全ての第2子保育料を半額に減免するものであり、あわせて多子世帯保育料軽減事業補助金についても改正を行い、子育て支援のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、定住・移住したくなるまちづくりですが、このことは地方への新しい人の流れをつくることを踏まえ、一人でも多くの方に立科町の魅力を知ってもらう、感じてもらう、触れてもらうことにより、定住・移住を推進していくために、重点指針として掲げております。

主な新施策としまして、空き家バンク登録物件を対象に修繕、補習、模様替え、増築、一部改築、施設改善等に要する経費に対して、最大50万円を補助金として交付する空き家利用促進事業補助金を創設、定住・移住希望者の住居の確保につながること

を願うものであります。

また、平成29年度から引き続きテレワーク事業を推進し、平成30年度はサテライトオフィス誘致プロモーション、企業説明会、現地ツアー、テレワーク周知用ウェブサイト作成などを実施してまいります。

最後に、誰にも優しく、健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくりですが、少子高齢化や核家族化が進む中で、個人の価値観やライフスタイルの変化などのより、地域社会のつながりが希薄化してきている中で、自助・共助・公助の視点で、町民地域コミュニティ、団体、事業所などが適切に連携し、心身や経済の状況にかかわらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにするため、重点指針として掲げております。

主な新施策などとしましては、地域公共交通の充実を図るために、これまで「たてしなスマイル交通」やバス交通の維持活性化に向け取り組んでまいりましたが、高齢化に伴う利用者減少により、公共交通の利用者は減少傾向にあり、地域住民の皆さんの生活や社会参加に欠かせない公共交通のあり方など、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする「公共交通網形成計画」を策定し、引き続き利用者確保や利便性の向上に努めてまいります。

また、福祉型デマンドタクシーの利用対象者については、今まで、たてしなスマイル交通が通っていない地域にお住まいの方と、身体障害者手帳をお持ちの方のみでしたが、介護保険の要介護、要支援認定者または事業対象者方と運転免許証を返納した方を新たに加え、利用の対象要件を広げることといたしました。

そこで、平成30年度一般会計当初予算について申し上げます。

一般会計の予算の総額は44億5,000万円で、前年度に比べまして3億円、率にして7.2%の増で編成をいたしました。

それでは、まず歳入の概要についてですが、町税や各種交付金など、昨年度の実績からの試算により算定しております。

町の大きな財源であります地方交付税は、地方財政計画などをもとに、3,000万円減額の15億9,000万円を計上いたしました。

ふるさと寄附金では、ふるさと寄附金を活用した米生産農家支援施策を継続し、1億3,000万円を見込みました。また、各種事業を行うために不足する歳入については、財政調整基金から前年度より2億9,500万円多い5億8,000万円の繰り入れを計上いたしました。

続きまして歳出の概要ですが、新規事業を重点に説明いたします。

総務費では、公共施設長寿命化計画の策定を重点施設から進めます。これは建物劣化診断などの調査により、施設ごとの将来にわたる管理計画を策定し、将来の財政負担の平準化を図るものであります。また、広く町民の皆様から施設計画にご意見がいただけるような協議会も、本年度つくってまいります。

移住者の空き屋利用促進事業補助制度を創設し、空き家の改修や片づけに要する経費に対し、補助率3分の2、上限50万円まで助成し、空き家の活用を進めます。

地方創生推進交付金を活用し、テレワーク事業を進め、多様な人たちが町のあらゆる場所でICTを活用して、仕事を通じた社会参加を果たす社会福祉型テレワークの実現を目指します。

平成28年度から地域おこし協力隊隊員2名により、定住・移住や農業の活性化を推進し、平成29年度からは地域おこし協力隊員を3名とし、さらなる定住・移住、地域間交流の推進を図っておりますが、地域おこし協力隊員1名が新規就農のため退任することとなったため、平成30年度では新たに2人の地域おこし協力隊員を募集し、地域振興、観光振興に従事していただく予定であります。

また、学生による地域の課題解決のアイデアを競い合う「タテシナソン」を2月に初めて実施をいたしました。柔軟な発想により、課題解決の糸口を見つけるすばらしいアイデアをいただきました。この秋、再び開催を予定しております。

権現の湯が平成10年の開館以来20年を迎えるわけですが、平成29年度に大規模改修工事などの設計を行うとともに、権現の湯施設改修等検討会議を開催し、大規模改修工事などを改修契約や今後の運営のあり方について、ご意見などをいただいております。平成30年度には施設設備の老朽化への対応と、安心してお客様にご利用いただけるようリニューアル工事を計画し、設計管理と工事費を合わせて3億4,214万4,000円を計上いたしました。

交通災害共済については、全ての加入されている方より掛金の負担をいただいておりますが、昨年度同様、18歳以下のお子様や障害をお持ちの方、交通災害共済の掛金は無償となります。

民生費では、乳幼児、児童の医療費助成事業について、本年度8月受診より現物給付方式となり、医療費窓口で500円のみ支払う方式に変更し、子育て支援・少子化対策を推進し、負担の軽減を図ります。

また、立科町高等学校等就学支援金を創設し、立科町に住所のある高校生等1人月額3,000円を申請により交付いたします。より経済的負担が必要となる高校生などに町として支援をまいります。

農林水産業費では、農業用ビニールパイプハウス設置補助金、りんごやワイン用ブドウの苗木購入補助金、鳥獣被害防止施設設置補助金など多くの補助メニューを整備し、営農意欲の高い農家を応援するとともに、ふるさと寄附金を活用した米農家支援を行います。

また、川西土地改良区連合が計画する県営かんがい排水事業、立科幹線地区整備計画については、蓼科山ろくからの農業用水の安定供給のための用水路改修事業の実施計画策定にかかわる補助金を計上いたしました。立科町の田園風景が後世に引き継がれていくことを期待しております。

また、間伐事業としてカラマツ材の搬出間伐を実施いたします。佐久市大深山地籍には、間伐適期50年から80年生のカラマツ林が多いことから、平成30年度から数年かけて搬出間伐を実施するものであります。

商工費では、蓼科第二牧場にクロスカントリーコースの整備を計画しました。2020東京オリンピック・パラリンピックのウガンダ共和国の陸上中長距離選手のホストタウンに立科町がこの2月28日に登録をされました。ウガンダ共和国との今後の協議になりますが、オリンピックの事前合宿地としてナショナルチームが練習をすることにより、当地の知名度アップとともに、多くの市民ランナーや学生ランナーに訪れていただくことを期待しております。

また、蓼科牧場山頂駅周辺から眼下に広がるすばらしい景観を楽しむいただくために、可搬式テラスを夏シーズン設置する経費を計上いたしました。

土木費では、平成29年度に引き続き、町道小学校前線、町道五本木前線道路改良工事を進め、早期に通学児童の安全が図れるよう取り組むとともに、児童生徒を初め、歩行者の安全を図るため、グリーンベルト設置の経費を計上いたしました。また、道路修繕料、河川維持管理経費を増額し、安心安全の確保が図れるよう、よりきめ細かな対応を図ってまいります。

消防費では、分団より要望があった消防施設の修繕工事や小型ポンプの更新を行い、有事に備えるとともに、団員の安全のための熱や切創性に優れた安全手袋を全団員に貸与いたします。

安全なまちづくりのため町内2カ所に防犯カメラの設置、また大規模災害時やミサイル発射時等においてJアラートによる情報伝達を行っていますが、受信機を更新することにより、情報伝達に要する処理時間を短縮するものであります。

教育費では、立科中学校開校60周年記念事業への補助金、小中学校の児童用パソコンの更新、小学校保健室への冷房設備など教育環境の充実を図ります。

また、平成30年度は、町民大運動会が開催されます。そのための経費を計上いたしました。地域の絆を強める機会とし、老いも若きも楽しめるように、ご協力をお願いいたします。

次に、特別会計、公営企業会計についてであります。平成30年度の当初予算総額は、特別会計23億5,602万3,000円、公営企業会計9億2,351万9,000円であります。

特別会計は、国民健康保険特別会計など7会計、公営企業会計は水道事業会計及び索道事業特別会計の2会計であります。これらの会計は、それぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け必要な予算について計上をいたしました。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えており、年々医療費が増大する中で、国民健康保険を持続可能な制度として安定的に運営をしていくために、平成30年度より国が財政支援の拡充を実施するとともに、県と市町村が共同で国民健康保険を運営していくことになっております。



また、介護保険では、第7期の立科町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定の中で、第1号被保険者保険料について計画策定時に3年間の被保険者数や総給付費等を推計し、見直しをしておりますが増加傾向であります。今後も、高齢化や総給付費などの増加が見込まれ、今回、保険料の増額も行っていくこととなりますが、介護サービスの抑制にならないように注視をし、高齢者の方が元気で暮らせるよう介護予防事業の展開などにも努めていきたいと考えております。

索道事業特別会計については、予算計上に当たり安全なスキー場として運営をしていくための必要経費を計上いたしました。索道事業を健全に進め、多くのお客様に訪れていただきたいと思っております。どうぞ、ご支援をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案をいたします案件の概要について申し上げます。

まず、議決事件について申し上げます。

議案第4号は、川西保健衛生施設組合の下水道事業を平成30年4月から、地方公営企業法を適用していくための規約の一部改正。

議案第5号は、長野県町村公平委員会に加盟する団体名が変更することに伴う規約の一部改正であります。

議案第36号は、町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄。

また、議案第37号は、給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄であり、共有地貸付料及び給水使用料の請求権について権利放棄するものであります。

続きまして、各条例関係について申し上げます。

議案第6号は、居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から市町村に移譲されることに伴う条例改定。

議案第7号は、子育て支援の一環とし、高等学校等の就学金を支援するために創設する立科町高等学校等就学支援金を交付するための条例制定。

議案第9号は、個人情報保護条例に罰則規定を設ける一部改正。

議案第10号は、長野県人事委員会勧告等に準じた一部改正。

議案第11号、12号は、関係法令の改正に伴う改正。

議案第13号は、介護保険事業に要する費用を賄うため介護保険料を改定するなどの一部改正。

議案第14号から17号までは、関係法令などの改正に伴うものであります。

続きまして、補正予算（案）を申し上げます。

議案第18号から25号までは、平成29年度各会計の補正予算でございます。特に、事業進捗に伴うものであります。

一般会計では、各款において長野県人事委員勧告に伴う人件費の補正を行います。

そのほか特別会計等につきましても、事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

続きまして、議案第26号から35号までは、平成30年度各会計の当初予算となり、先

ほど申し上げましたとおりでございます。

本定例会に提案を申し上げます案件は、議決事件4件、条例案11件、平成29年度補正予算（案）8件、平成30年度当初予算（案）10件でございます。なお、立科町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意及び人権擁護委員会委員の推薦について、最終日に提出を予定しております案件もございますが、よろしく願いいたします。

それぞれ提案いたします案件につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後に、以前、報道もされておりますが、長野県が公表した2017年1年間の県内の人口増減が17年ぶりに転入超過となり、移住促進策が一定の成果を上げていることが明らかになりました。ただし、自然減は1万人の大台に乗り、なかなか歯どめがかからないのが現状であります。

このような現実を目を向けるとともに、町には何が必要なのか、町民の皆様は何を今求めているのかという原点に立ち戻り、魅力ある地域資源を発掘し、生かしていくことにより、発展していく可能性を秘めているものと感じております。

立科町で暮らすことに幸せや喜びが感じられ、また愛する立科町を次世代に引き継いでいくためのまちづくりに向けて、諸施策の推進に全力で取り組んでまいりますので議員の皆様、町民の皆様には、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、3月定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

続いて、12月定例会以降の主な町長諸般の報告をいたします。

12月15日には、「女神の里たてしな」が道の駅に登録になり、オープンいたしました。立科町の玄関口として機能していくことを期待しております。また、同日スキー場もオープンしております。

18日には、総合教育会議を開催し、教育委員の皆様と教育行政について意見交換をいたしました。

27日夜には、消防激励巡視を行い、年末警戒に従事している消防団員及び部落役員の皆様には感謝と激励を申し上げます。

1月5日には、新春賀詞交換会を開催し、昨年2度の県大会準優勝をし、北信越大会に出場した立科中学校男子バレー部と、長野県学校合唱大会で金賞を受賞し、東京で行われた「こども音楽コンクール東日本優秀演奏発表会」に出場した立科小学校合唱部の皆さんと、当町のスポーツ推進委員として30年勤続スポーツ推進委員表彰を受賞された依田晃さんを、時の人としてご紹介をさせていただきました。

10日は、部落解放同盟佐久地区協議会旗開きに出席をしております。

11日は、立科町消防出初式が行われ、それぞれ忙しい中ではありますが、崇高な消防精神を持って住民生活を守る消防団員に感謝を申し上げます。また、保育園幼年消防隊員の分列行進もあり、消防意識の高揚に一役買っております。

15日は、第1回臨時議会を招集し、一般会計及び索道事業会計の補正予算を議決い

いただきました。

16日から17日には、町村長会議が。

18日には、地方創生市町村トップセミナーが東京で開催され出席をしております。

19日には、上田定住自立圏連絡協議会に出席をし、第2次上田定住自立圏共生ビジョンの変更案並びに取り組み進捗状況について協議を行いました。同日、第2回防災会議を招集し、防災計画の修正について検討をいたしました。

30日には、電算システム共同化委員会に出席をし、進捗状況の報告、後期（RFI）の結果と現状経費の再計算について及び今後の課題と対応について協議をいたしました。

4日には、立科合唱祭に参加し、練習を重ねた皆様のハーモニーに活力をいただくことができました。

8日には、川西保健衛生施設組合理事会及び定例会に出席し、条例の制定、規約の変更及び29年度補正予算並びに30年度予算について提案をし、お認めをいただきました。

9日には、佐久市北佐久郡環境施設組合正副組合長会及び定例会に出席をし、規約の変更及び29年度補正予算並びに30年度予算案について提案をし、お認めをいただきました。

11日は、第2回立科町「ふらばーるバレー大会」が開催され、不規則にバウンドするボールに笑顔があふれ、奮闘する選手の皆さんを応援しております。

13日には、佐久広域連合正副連合長会議に出席をし、平成30年佐久広域連合議会第1回定例会にかけられる案件について説明を受けました。

14日には、立科郵便局と地域における協力に関する協定を結びました。住民の異変や道路、河川の異常などの情報を提供していただけることになり、安心のまちづくりにつながる取り組みとして期待をしております。同日、臨時議会を招集し、下水道特別会計の補正予算を議決いただきました。

15日は、北佐久郡老人福祉施設組合の理事会及び定例会に出席し、規約の変更及び30年度予算について提案し、お認めをいただきました。

16日には、長野県町村会定期総会に出席をし、冒頭、阿部長野県知事より「しあわせ信州創造プラン2.0」（案）についてお話をいただき、平成30年度長野県町村会事業計画、一般会計予算、特別会計予算、全国町村職員生活協同組合長野県支部会計予算が承認をされ、29年度国・県に対する提案、要望結果の報告を受けました。

18日には、学生により地域課題解決合宿タテシナソンに参加をし、学生の新たな視点や発想に大きな可能性を感じるようになりました。

26日には、下水道事業の不適切な事務処理における第三者委員会の第1回を開催し、町田弁護士を委員長とする5名の委員の皆様は事実の認定、原因の分析、再発防止策

についての調査をお願いをいたしました。

27日には、長野県国民健康保険団体連合会の通常総会に出席し、議長に選任され、円滑な議事運営に努めてまいりました。

28日には、地域公共交通活性化協議会を開催し運行の状況を踏まえ、今後の方針を協議いたしました。

以上で、町長諸般の報告といたします。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（西藤 努君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付いたしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、森本信明総務経済常任委員長、報告ありますか。

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。総務経済常任委員会の閉会中の継続審査等の報告をいたしたいと思います。

2月6日、企画課の立科温泉「権現の湯」の改修について、整備方針、改修計画の概要説明を受け、現況施設の状況等の調査を行いました。

2月8日から9日の2日間、委員会研修視察を行い、ヘブンスそのはらスキー場、阿智村、ウイングヒルズ白鳥リゾート、岐阜県、高須スノーパーク、岐阜県の3スキー場を訪れ、スキー場の運営、集客、地域連携等について説明をいただくなど、ご享受をいただいていたところであります。

以上であります。

**議長（西藤 努君）** 次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

**7番（榎本真弓君）** 7番、榎本です。社会文教建設常任委員会の報告を申し上げます。

1月26日に、小布施町立図書館「まちとしょテラス」及び「まちじゅう図書館」についての視察を行い、完成までに町民の声を年50回の会議を重ねるなど、思いの詰まった図書館であるという説明を受け、行政視察を行いました。

1月31日、常任委員会の後半の活動についての会議を行いました。

2月25日、町民課の所管事務の調査を行いました。

報告は以上です。

**議長（西藤 努君）** これで議会諸報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分です。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時05分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第5 議案第4号

議長（西藤 努君） 日程第5 議案第4号 川西保健衛生施設組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第4号 川西保健衛生施設組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、川西保健衛生施設組合の下水道事業が、平成30年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

川西保健衛生施設組合理約の一部を、次のように改正する。

第3条の次に、第3条の2を追加し、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、組合の下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用し、第10条では、第2項第5号ア及び第6号ア中、公債費を企業債償還金、借入金利息とし、地方公営企業法にのっとり勘定科目に改めるものでございます。

施行日は、平成30年4月1日といたします。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 川西保健衛生施設組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

議長（西藤 努君） 日程第6 議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につ

いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定による平成30年4月1日から、白馬山麓環境施設組合が、名称を白馬山麓事務組合に変更する協議があり、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

長野県内の町村一部事務組合及び広域連合からなる長野県町村公平委員会に加入している白馬山麓環境施設組合を、白馬山麓事務組合に名称を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定による協議があり、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

ご審議の上、お認め賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号

**議長（西藤 努君）** 日程第7 議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。斉藤町民課長、登壇の上願います。

〈町民課長 斉藤 明美君 登壇〉

**町民課長（斉藤明美君）** 議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の制定につきましては、平成26年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を平成30年4月1日から都道府県から市町村に移譲することとなったための条例の制定でございます。

今回制定する基準等につきましては、介護保険法第81条第3項で規定する厚生労働省令で定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、また、現在の県条例による指定基準に準じた内容でございます。

なお、居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援事業とは、事業所に所属する介護支援専門員、ケアマネージャーでございますが、こちらが居宅サービス計画、ケアプランを作成し、その計画に基づきサービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者との連絡調整を行うサービスでございます。

1 ページからお願いいたします。

第1条は趣旨であり、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項、及び指定居宅介護支援の事業並びに基準該当居宅介護支援の人員及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

第2条では、介護保険法第79条第2項第1号で、指定をしてはならない者として、県条例で定める者以外としており、県条例で定める者は法人であるため同様に法人とし、法人以外の者から申請があった場合においては、指定ができないものでございます。

第3条は、指定居宅介護支援の事業の基本方針であり、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センターなど、関係機関との連携に努めることが規定されております。

第4条及び第5条は、人員に関する基準であり、介護支援専門員は利用者の数が35人ごとに1名の常勤の者を、また、事業所ごとに常勤の管理者として主任介護支援専門員を置くこととします。

第6条から第31条においては、事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

第6条は、利用申込者等に対する説明及び文書の交付、利用申込者の同意に関すること。

第7条は、サービス提供の拒否の禁止を定め、第8条は、地理的にサービス提供が困難な場合には必要な措置を講ずること。

第9条は、被保険者証により受給資格等の確認を行うこと。

第10条は、被保険者の要介護認定に係る申請については、協力及び援助を行うこと。

第11条は、介護支援専門員への身分証の携行と提示の指導について。

第12条は、利用料の受領に関すること等について。

第13条は、利用料受領後の指定居宅介護支援提供証明書の交付について。

第14条は、指定居宅介護支援の基本的な取り扱い方針として、利用者の要介護状態の軽減及び悪化防止に資する支援を実施することとし、その支援の評価と改善を常に図ることを規定しております。

第15条は、その基本方針に基づき、具体的な取り扱いについて、事業所の管理者、介護支援専門員等、実施内容をそれぞれ明記しております。

第16条は、介護保険法第41条第6項に規定する居宅介護サービス費の受領代理サービスに関する報告及び文書の提出について。

第17条は、利用者から申し出のあった場合には居宅サービス計画等書類の交付をすること。

第18条は、事業者から市町村に対して通知を行う場合の利用者の行為等について。

第19条は、事業者の管理者の責務を、第20条は、運営規程で定める事項を、第21条から第23条までは、職員の勤務体制の整備及び資質向上のための研修機会の確保、事業実施における施設、設備の整備、職員の健康管理について規定をし、運営規程も含め、これらは利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項であることから、第24条で、掲示をすることを規定しております。

第25条では、業務上知り得た利用者、その家族の秘密の保持を定め、第26条では、事業所が広告をする場合の虚偽または誇大広告の禁止、第27条は、居宅サービス事業者等からの利益享受の禁止等を、第28条は、利用者及びその家族からの苦情に対する適切な対応について、第29条では、事故発生時の対応について、それぞれ規定をし、第31条は、事業者が整備しておくべき施設、設備、従業者等に関する記録について明記しております。

第32条は、第2章から第5章に規定する指定居宅介護支援事業に関する規定について、多様な事業、多様な事業主体の算入を促す観点から、サービス提供の実態があり、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、町の判断により、そのサービスを保険給付の対象とすることができるとした基準該当居宅介護支援の事業においても準用することが規定をされております。

附則において、施行期日は第15条第20号の規定については、平成30年10月1日とし、それ以外の規定については、平成30年4月1日からとします。

また、経過措置として、平成33年3月31日までの間は、管理者を介護支援専門員とすることができるものといたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第8 議案第7号

議長（西藤 努君） 日程第8 議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についてを議題とします。



本案について、提案理由の説明を求めます。市川教育次長、登壇の上願います。

〈教育次長 市川 正彦君 登壇〉

**教育次長（市川正彦君）** 議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、次世代を担う高校生等を応援し、より立科町に愛着を持てる人に育ってほしいとの観点から、立科町における子育て支援の一環として、就学支援金を交付することにより、高等学校等への就学に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等と地域社会に有為な人材の育成に寄与することを目的として、制定するものでございます。

現在、国策として、義務教育課程までは児童手当による経済的支援がされております。しかし、より就学経費のかかる高校生等については、支援制度がありません。児童手当では、中学生で月額1万円の支給があり、所得制限が設けられてはおりますが、最低の限度額でも年収約833万円以下と高額の設定であり、所得制限を超えた場合でも、特例給付として月額5,000円の支給がされております。

また、この条例の目的は、経済的に就学が困難な者を援助することが主眼ではありません。経済的に就学が困難な場合には、国や県等の奨学金等が整備されております。あくまで町としてよりお金のかかる時期の子育てを平等に支援したいというものでございます。したがって、交付の対象者に所得の制限を設けてはおりません。所得の制限を設けると、一般的にはより町税を納めているものがこの制度の対象外となり、この制度の目的からいってそこに不公平感が生じてくるものと考えております。

議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例を別紙のとおり制定する。

1枚おめくりください。

第1条では、先ほど前段で説明申し上げました目的を規定しております。この条例は、立科町の子育て支援の一環として、高等学校等の生徒の就学に要する経費に充てるため、高等学校等就学支援金を交付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等と地域社会に有為な人材の育成に寄与することを目的とするものでございます。

第2条では、用語の定義として、対象となる高等学校等の範囲、生徒、就学経費を規定しております。

第3条では、交付の対象者として、立科町に住所を有し居住する者であり、かつ、生徒の就学経費を負担している者であって、町税の滞納がないことを規定しております。

第4条では、就学支援金の額を規定、他市町村では同じような制度で月額5,000円から1万円というところもございしますが、児童手当の支給金額や所得制限を設けないこと等に鑑み、月額3,000円と規定しております。

裏面をお願いいたします。

第5条では、交付の期間を最長で3年間と規定し、交付総額の均一化を図っております。

第6条、第7条では、交付申請、交付決定について規定しており、あくまで申請主義によるものとしております。

第8条では、支援金の交付決定の取り消し及び返還について規定、第9条では、委任について規定しました。

附則では、条例の施行日を平成30年4月1日といたしました。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第9 議案第9号

**議長（西藤 努君）** 日程第9 議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。遠山企画課長、登壇の上願います。

〈企画課長 遠山 一郎君 登壇〉

**企画課長（遠山一郎君）** 議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

立科町個人情報保護条例については、昨年12月議会において、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や、県の長野県個人情報保護条例との整合を図るための改正を行っております。

今回改正します内容は、本条例の中に罰則規定を新たに設けるものです。

地方公共団体における個人情報の適切な取り扱いについて、関心が高まっていることや、本年度の北佐久郡庶務事務研究会の中で、既に軽井沢町、御代田町が取り組んでいることや、佐久市等においても規定されており、当町においても研究を進めてまいりました。

条例に罰則規定を設けるには、検察庁との協議が必要なため、その協議を進めていたことから、12月の提案には間に合いませんでしたが、この1月に協議が整いましたので、今回提案するものであります。

内容につきましては、第2条に第10号を加え、保有個人情報を定義します。

また、第25条以下に罰則規定を設けておりますが、実施機関の職員もしくは職員であった者が個人情報を不正に使用した場合の罰則を規定しております。

なお、罰金の金額については、地方自治法第14条の規定に基づき、国の行政機関の

保有する個人情報の保護に関する法律や、近隣市町の定めに合わせたものであります。  
施行日は、平成30年4月1日としております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第10号～日程第11 議案第11号

**議長（西藤 努君）** 日程第10 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてまでの2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

これは、平成29年度長野県人事委員会勧告に準じた県の条例改正にあわせ、関連する一般職の職員の給与に関する条例、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、この4つの条例をあわせて一部改正するものです。

概要につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、一般職員の給料表を改定し、0.1%から0.7%、平均で0.2%を引き上げ、平成29年4月1日から適用し、勤勉手当の年間支給月数を0.1カ月引き上げ、年間1.8カ月に改定します。

再任用職員の勤勉手当は、年間支給月数を0.05カ月引き上げ、年間0.85カ月とし、平成29年12月1日から適用します。加えて、それぞれ平成29年12月期に増額した分を、次年度から6月期と12月期に2分の1ずつ配分する改正をあわせて行います。また、扶養手当の改正は、平成31年度までに段階的に配偶者に係る手当額を、他の扶養親族と同額まで引き下げ、子に係る手当を増額する体制となっております。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正では、期末手当の年間支給月数を0.05カ月引き上げ、年間3.3カ月とし、平成29年12月1日から適用します。加えて、平成29年12月期に増額した分を、次年度から6月期と12月期に2分の1ずつ配分する改正をあわせて行います。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の改正です。

100分の85を100分の95には、一般職の勤勉手当の改正です。100分の100を100分の115には、特定幹部の勤勉手当の改正です。100分の40を100分の45には、再任用職員の勤勉手当の改正でございます。100分の50を100分の55には、再任用幹部職員の勤勉

手当となります。

下段の別表1は、給料表の改定となります。

9ページをお願いいたします。

第2条では、扶養手当の改正となります。第2号において、子と孫について規定していたものを、それぞれ別のほうで規定するために、第2号の次に孫の規定を追加し、各号の繰り下げを行います。

扶養手当が月額6,500円に該当する扶養親族は、配偶者22歳に達する日以後の最初の3月31日までの孫及び兄弟、60歳以上の父、母、祖父母、重度心身障害者であり1万円に該当する扶養親族は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子となります。

下段6行目からの第15条の改正では、支給を受けている期間に変更があった場合の申し出及び支給についての定めでございます。

10ページ下段からの30条の改正により、平成29年12月期に増額した分を、次年度から6月期と12月期に2分の1ずつ配分するための改正となっております。

附則として、第1項で交付の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項、第9項及び11項の規定は、平成30年4月1日からの施行とし、第2項により別表第1給料表の改定は、平成29年4月1日から適用し、一般職、特別職、任期付職員、議会議員等の期末手当または勤勉手当の改正は、平成29年12月1日からの適用と定め、第4項では、改正前に支払われた給料は改正後の給料の内払とみなす規定でございます。

第5項は、扶養手当に関する特例は、段階的に手当額を改正するための措置として、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の支給額を定めております。

6項及び7項は、特別職の職員で常勤の者の給料に関する条例の改正であり、第6項は平成29年12月1日改正分を、第7項は平成30年4月1日からの改正分を定めております。

8項及び9項は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、第8項で平成29年12月1日からの改正を、第9項で平成30年4月1日からの改正を定めております。

第10項及び第11項は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正であり、第10項で平成29年12月支給分の改正を定め、第11項は平成30年4月1日からの改正を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

概要を申し上げます。

平成24年の税制改正により、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が創設され、従来地方税法で一律に定めていた課税標準または税額の特例措置を、各自自治体の自主的判断に基づき条例で決定できるようになりましたが、当時該当施設がなく、条例の改正を行っておりませんでした。今後適用の可能性があることから、改正するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第34条の7の改正では、寄附金税額控除の対象となる特定非営利法人を、町内に事務所または事業所を有する法人に改めます。

第62条の2の追加は、固定資産税の課税標準の特例であり、第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業、それぞれの用に供する家屋及び償却資産について2分の1といたします。

第10条の2の追加は、公共の危害防止のため設置された施設または設備で、定められた期間に取得したものに対し、第1項から14項は課税標準に乗ずる割合を定め、第15項は税額から減額する割合を定めるものでございます。

第1項では汚水または廃液処理施設3分の1とします。第2項は指定物質の排出または飛散抑制施設2分の1、第3項は特定有害物質の排出または飛散抑制施設2分の1、第4項は公共下水道を使用する者が設置した除外施設4分の3、第5項は都市再生特別措置法の認定事業者が新たに取得した公共施設5分の3、第6項は太陽光発電設備で総務省令で定めるもの3分の2、第7項は風力発電施設の認定発電設備3分の2、第8項は水力発電設備の認定発電設備2分の1、第9項は地熱発電設備の認定発電設備2分の1、第10項はバイオマス発電設備の認定発電設備2分の1、第11項は地下街等における避難及び浸水防止設備3分の2、第12項は都市再生特別措置法に規定する認定優良事業により取得した公共施設5分の4、第13項は特定事業内保育施設2分の1、第14項は市民緑地の用に供する土地3分の2、第15項はサービス付き高齢者向け住宅、税額から3分の2を減額。

附則、第1項により、この条例は公布の日からの施行とし、平成30年1月1日から適用することを定め、第2条で、経過措置を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第12号～日程第16 議案第16号

**議長（西藤 努君）** 日程第12 議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第16 議案第16号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤町民課長、登壇の上願います。

〈町民課長 齊藤 明美君 登壇〉

**町民課長（齊藤明美君）** 議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が行われたことによる条例の改正が主な内容でございます。

高齢者の医療の確保に関する法律第55条の次に、第55条の2の規定が追加されたことに伴い、条例第3条中で引用している法律第55条関係と、新たに第55条の2に係る部分を整理しております。この法律第55条の2につきましては、住所地特例の適用を受ける者に関する規定であり、国保や後期高齢者医療制度では資格の適用を住所地で行うことを原則としております。しかし、施設などに入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて、前住所地の被保険者としております。

しかしながら、現行制度においては、住所地特例者が75歳到達等により、国保から後期高齢者医療制度へ加入する場合、後期高齢者医療制度の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。この取り扱いについて、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合が被保険者となるよう見直されるものでございます。

裏面をご覧ください。

今回の法改正については、平成30年度以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる方から適用となります。これにより、条例第3条第1項に第5号を追加し、これら住所地特例適用者についても、保険料を徴収すべき被保険者として規定をしますのでございます。

附則の第2条につきましては、平成20年度に限定した規定であり、現在においては死文化しているため、今回の改正にあわせて削除し、施行期日は平成30年4月1日からとするものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、第7期介護保険事業計画に基づく平成30年度から平成32年度の介護保険料の改正、並びに介護保険法第202条に規定する被保険者等に関する調査について、法に準じた内容に改正するものであります。

立科町におきましては、第7期保険料の基準額を月額6,300円としております。こ

れは、第6期保険料月額5,450円の15.6%増でございます。

裏面をご覧ください。

保険料基準額の変更により、第2条第1項各号において、介護保険施行令第38条第1項に掲げる9段階の区分ごとに、法で示された保険料率にあわせてそれぞれ額を改めるものでございます。第2項につきましては、低所得の高齢者の方が該当する第一段階の保険料の軽減強化を引き続き行う内容の改正であります。

第15条は、法第202条第1項で規定する被保険者等に関する調査について、条例では第1号被保険者に限り罰則規定を適用しておりましたが、第2号被保険者のサービス利用も増加傾向にあることから、法に基づき全ての被保険者を対象とし、事務の適正化に努めるものであります。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、厚生労働省令を基準として、介護保険の要支援と認定された者についての介護予防支援を実施するための基準を条例で定めているものでございますが、今回の一部改正につきましては、平成29年6月2日に公布された地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、こちらにおける介護保険法の改正に伴い、平成30年4月から児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も、共生型サービスとして介護保険サービスを提供できることになりました。

この共生型サービスに関する基準等につきましても、厚生労働省令指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正がされ、平成30年4月1日から施行されることになっております。

また、医療と介護の連携強化の改正にあわせ、所要の条例改正をするものであります。

1 ページをご覧ください。

第4条第4項に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を加えることにより、事業の運営に当たっての連携に努めるものとします。

第7条第2項では、利用者及びその家族が指定介護予防支援の提供開始に際しては、複数のサービス事業者の紹介を求めることができること。第3項では、入院時等に担当ケアマネージャーの氏名等を医療機関に提供することを義務づけることが追加となります。

第33条関係では、第1項に第15号を追加し、事業者等から伝達された利用者の口腔に関する情報や服薬状況等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけております。

その他、条例改正に伴い、厚生労働省令との整合を図るため、文言等の改正及び明確化をしたものでございます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、平成29年6月2日に公布された地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律における介護保険法の改正に伴い、平成30年4月から、介護保険サービスとして提供できることになる共生型サービスに関する基準の追加と、医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院が創設されたことによる改正、また、身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスにおいて、その対応を明確化したことによる改正が主なものでございます。

4ページをお願いいたします。

中段、5節として、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加いたしました。法律の改正により、児童福祉法や障害者総合支援法の指定を受けている事業者も、市町村条例の基準を満たせば共生型サービスとして介護保険サービスを提供できるようになります。障害者児が高齢となっても、同じ事業所でサービスが提供できるように、生涯福祉制度の指定を受けた事業者が共生型の指定を受けられるようになります。

この共生型サービスに関する基準につきましては、厚生労働省令で定める基準に準じたものであり、第59条の21で定め、第59条の22では運営に関する基準について、第2章定期巡回・随時対応型訪問介護看護、第3章夜間対応型訪問介護、第3章の2地域密着型通所介護より準用をするものでございます。

また、2つ目の大きな改正として、医療と介護の連携の推進について、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されます。これは、現行の介護療養型医療施設が、平成30年4月以降、6年間の経過措置期間中に介護医療院に順次転換されるための措置でございます。

介護医療院は、平成30年4月から導入され、日常的な医学管理やみとり、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設として位置づけられます。このため、関係する条項中に介護医療院を追加しております。

3つ目の大きな改正として、身体的拘束等の適正を図るため、居宅系サービス及び施設系サービスにおいて、第117条、第138条、第157条、第182条、こちらに身体的拘



束等の適正化のための指針の整備や、適正化対策を検討する委員会の定期的な開催の義務づけ、介護職員等に対する定期的な研修を実施を講じることを追加しております。

また、第191条において、サービス提供料の増加及び効率化を図る観点から、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を設け、その他今回の改正にあわせ、文言の改正及び明確化、条項の整理をいたしました。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、先ほどの議案第15号の一部改正条例と同様に、厚生労働省令の基準が一部改正になったことにより、関係する条項に介護医療院の追加、及び第78条において、指定介護予防対応型共同生活介護に係る身体的拘束等の適正化を図る規定の追加が主な内容でございます。

今回の改正にあわせ、文言の改正及び明確化、条文の整理をいたしました。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第17 議案第17号

**議長（西藤 努君）** 日程第17 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

非常勤消防団員等が公務災害により補償を受ける場合の補償基礎額の加算額及び加算対象者は、給与法の扶養手当を基準としております。この扶養手当の改正にあわせ、本条例の一部改正を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、配偶者の加算額を子以外の扶養親族と同額とするため、433円から217円に引き下げ、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を217円から333円に引き上げる体制となります。

附則により、平成30年4月1日からの施行と定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。  
(午後0時03分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第18 議案第18号

議長（西藤 努君） 日程第18 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第6号）  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ166万3,000円減額し、予算の総額を45億2,873万8,000円とするものでございます。

2ページからは、第1表歳入歳出予算補正の歳入を、4ページからは歳出について記載しております。

7ページから歳入歳出予算事項別明細書となります。

9ページをお願いいたします。

2、歳入、1款町税では、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税は、いずれも徴収実績による決算見込みでの補正でございます。

10ページ、12款分担金及び負担金、及び13款使用料及び手数料は、それぞれの実績見込みによる補正でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金及び2項国庫補助金では、事業実績に伴う補正が主なものでございます。

11ページ、2目民生費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金は、システム改修の補助金でございます。

5目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金は171万8,000円は、小学校トイレ改修事業補助金の内示によるものでございます。

12ページ、15款県支出金の1項県負担金、2項県補助金、3項委託金については、事業実績に伴う補正となります。

14ページ、17款1項1目ふるさと寄附金は、実績に伴う見込みで計上し、2目消防費寄附金は、消防施設整備に係る寄附金実績によるもので、2項基金繰入金では、中学校のオレゴン派遣の延期による減額、ふるさと基金からの繰り入れは、寄附者の意向に沿った事業へ充当するための繰り入れです。

15ページ、20款諸収入は、実績に伴う補正であります。

16ページ、3、歳出となります。

1款議会費では、県人事院勧告による県の給与条例改正にあわせた町の条例改正に伴う人件費の補正です。同様に各款に補正を計上しておりますので、以降説明は省略しますのでよろしくお願いいたします。

2款総務費1項1目一般管理費では、事業進捗に伴う補正のほか、来年度から経済交流協定を結んでいる相模原市と、職員の相互派遣を4月1日から行う予定です。職員が着任するまでに宿舍を確保する必要があり、その経費として手数料、保険料、使用料を計上しました。

電算委託料では、端末の増によるウイルスソフトライセンス増によるものでございます。

3目財産管理費では、電気料の不足見込みにより25万円の増、基金積立金はふるさと寄附金の実績見込みによる減額です。

18ページ、5目企画費は、事業実績に伴う補正であり、まちづくり事業経費の負担金20万円の減額は、衆議院議員選挙により中止となった中山道ウォーキングへの負担金を皆減、9目ふるさと寄附金事業では、システムの改修経費を計上しました。

19ページ、給与費の補正でございます。

20ページ、衆議院議員選挙執行経費の実績に伴う補正となります。

21ページ、5項統計調査費、7項コミュニティ費は、事業進捗に伴う補正であり、22ページ、3款民生費1項社会福祉費、社会福祉一般経費では、国民健康保険特別会計への繰出金394万9,000円を計上したほか、事業進捗に係る補正です。障害者支援事業経費では、国の補助金を受け、税番号制度に対応するためのシステム改修経費を計上いたしました。

23ページ、3目福祉医療費の財源補正は、ふるさと基金から福祉医療給付事業へ250万2,000円充当するものでございます。

5目臨時福祉給付金等給付事業費は、実績に伴う補正です。

24ページ、2項児童福祉費、福祉関係経費では、国の補助金を受け、税番号制度に対応するためのシステム改修経費を計上し、2目子育て支援費の財源補正は、補助金の確定及びふるさと寄附金から多子世帯保育料等減免事業補助金へ43万8,000円充当するものです。

3目保育所費の財源補正は、ふるさと基金から保育所施設整備事業へ140万8,000円充当し、ほか実績見込みによる補正となっております。

26ページ、3項高齢者福祉費は、事業実績見込みによる補正でございます。

27ページ、4項人権政策推進費では、部落解放同盟立科町協議会補助金見直しによる減額でございます。

28ページ、4、衛生費、1項保健衛生費及び清掃費は、事業実績見込みに伴うものであります。

1項4目環境衛生費の財源補正は、ふるさと基金から地球温暖化防止経費へ287万5,000円充当するものでございます。

30ページ、5款農林水産業費、1項農業費では、有害鳥獣捕獲委託料を捕獲頭数から出動日数に見直しすることによりますほか、実績見込みによる補正でございます。

32ページ、2項林業費は、補助金確定に伴う財源内訳の補正でございます。

3項土地改良費では、県営農村地域防災減災事業により、ため池整備事業への補助金406万8,000円及び実績見込みによる補正を計上してございます。

33ページ、6款商工費の負担金5万円は、関東ブロック道の駅連絡協議会負担金を計上し、ほかは実績見込みによるものです。

34ページ、2項観光費、1目観光総務費の財源補正は、ふるさと基金から観光地環境対策事業へ112万5,000円充当し、3目観光施設費の財源補正は、ふるさと基金から蓼科牧场景観整備事業や、御泉水自然園、歩道修繕事業などへ588万円充当し、ほか事業実績見込みによる補正でございます。

35ページからの7款土木費では、除雪融雪経費を見込みにより増額計上し、ほかは事業進捗に伴う実績見込みを計上してあります。

37ページ、8款消防費は、実績に伴う補正でございます。

38ページからの9款教育費、1項2目事務局費の財源補正は、ふるさと基金から立科教育推進事業関係経費へ437万円充当しております。

40ページ、3項1目学校管理費の財源補正は、ふるさと基金から中学校教育振興経費の外国語指導講師事業へ346万5,000円充当、4項社会教育費の負担金120万円の減額は、中学生オレゴン派遣の延期により皆減しております。ほか事業実績に伴う実績見込みとなっております。

42ページ、6項施設管理費の財源の補正は、ふるさと基金から史跡公園管理事業へ162万円充当するものでございます。

10款災害復旧費は、事業進捗に伴う補正となります。

歳入歳出の差額1億901万7,000円は、予備費で調整いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第19号～日程第21 議案第21号

議長（西藤 努君） 日程第19 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）についてから、日程第21 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤町民課長、登壇の上願います。

〈町民課長 齊藤 明美君 登壇〉

**町民課長（齊藤明美君）** 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ9,338万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億6,033万円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、3款国庫支出金のうち、1項国庫負担金で2,897万8,000円の減額でございます。これは、保険給付の減額に伴う療養給付費等負担金の減と、平成29年1月から、12月診療分から算出される高額医療費共同事業拠出金に対する負担金の額の確定による減額補正でございます。

2項国庫補助金は、国保実績報告システム、国保ラインと言われるものでございませうけれども、こちらの改修費の確定による補助金10万8,000円の減額でございます。

6款県支出金のうち、1項県負担金では、高額医療費共同事業の拠出金額確定により143万3,000円の減額、続いて6ページの7款共同事業交付金では、共同事業の交付金額確定により、合計6,681万4,000円の減額補正となります。

9款繰入金のうち、1項他会計繰入金では、一般会計繰入金の財政安定化支援分の額確定により、243万1,000円の増、社会保障税番号システム整備による補助金の交付額の確定により、16万5,000円の増で、合計259万6,000円の増。保険基盤安定繰入金の国・県負担分の交付決定分として、135万1,000円を増額し、全体で394万7,000円の増額補正でございます。

7ページからは歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費のうち、電算委託料として、歳入でもご説明をいたしました国保実績報告システムの改修費実績といたしまして、10万8,000円の減、社会保障税番号制度システムの改修として、16万6,000円の増、合計として5万8,000円の増額となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2款保険給付費のうち、1項療養諸費では、実績見込みにより、一般療養給付費で5,000万円の減額、退職療養給付費で96万4,000円の減、2項高額療養費では、実績見込みで一般高額療養費で2,000万円の減、合計7,096万4,000円の減額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

3 款及び6 款につきましては、歳入額の確定により財源内訳の変更を行いました。

11ページ、7 款共同事業拠出金のうち、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金は574万5,000円、2 目保険財政共同事業拠出金では1,728万5,000円、それぞれ額の確定により、合計で2,303万円の減額補正をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

10款諸支出金では、社会保険等へさかのぼりの資格適用による保険税の還付金として、55万円の増額補正をするものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ314万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,409万3,000円とするものでございます。

最後のページになりますが、4 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 目特別徴収保険料を、保険料見込み額として450万円の増額補正をするものでございます。

3 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金で2 目保険基盤安定繰入金の額確定に伴い、135万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合の納付金について、徴収見込み保険料の増額に伴い、保険料負担金額を450万円増額し、保険基盤安定繰入金の確定に伴う負担金額を135万1,000円減額したことによる、314万9,000円の増額補正でございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,558万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億606万6,000円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1 款、保険料1 項1 目第1 号被保険者保険料は、実績見込みにより特別徴収保険料を450万円増額し、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、交付見込みにより、669万1,000円の減額補正でございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、第1 号被保険者に占める75歳以上の高齢者の割合や、所得階層別の割合等の状況による市町村間の財政力の調整をする交付金でござ

ざいますが、実績により給付費分で650万6,000円の減、総合事業分で101万9,000円の増、合計としまして548万7,000円の減額補正でございます。

5 目事務費交付金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る交付金額の確定により、68万円の増額補正でございます。

6 ページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金では、交付見込みにより1,147万5,000円の減額、6 款県支出金では、介護給付費の実績見込みにより578万6,000円の減額、8 款繰入金 1 項一般会計繰入金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費について、国庫の交付金が確定したことにより68万円を減額し、その他事務経費の見込みにより合計で147万5,000円を減額するものでございます。

10 款諸収入、3 項地域支援事業利用者負担金は、主に配食サービスに係る利用者負担金の増額でございます。

続きまして、7 ページからは歳出となります。

1 款総務費、1 項総務管理費で、今年度予定をしておりました介護報酬改定等に伴うシステム改修のうち、一部につきまして国の予算措置が翌年度となったことから、76万3,000円を減額するものでございます。

4 項地域包括支援センター費では、センター運営委員の報酬を実績により減額をいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス給付費、1 目介護サービス等給付経費では、実績見込みにより、居宅介護サービス給付費で500万円の減額、施設介護サービス給付費で1,000万円の減額、居宅介護サービス計画給付費で150万円の減額を見込み、負担金合計で1,650万円の減額。補助金では、居宅介護福祉用具購入費及び住宅改修費を実績見込みにより180万円の減額補正をするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス給付費、4 項高額介護サービス費、5 項特定入所者介護サービス費では、それぞれ実績見込みにより負担金を増減するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業費は、県人事委員会勧告に伴う職員給与費の増額が主なものでございます。

2 目任意事業費では、業務委託料で配食サービスの利用者実績の伸びにより、32万3,000円の増額補正でございます。

3 目は財源内訳の補正であり、4 目生活支援体制整備事業では、通所サービス B 及び C に係る送迎運転手賃金を見込んでおりましたが、今年度実績がなかったため、皆減といたしました。

5 目認知症総合支援事業費では、平成30年度から設置する認知症初期支援チームに係るチーム員研修を計画しておりましたが、他の研修等の参加により実施をしたため、

講師謝金を皆減いたしました。

12ページをお願いいたします。

2 項介護予防生活支援サービス事業費は、今年度から総合事業への移行により実施しておりますが、現行相当サービスの利用者の割合が大きく、実績見込みにより連合会への負担金を450万円及び高額介護サービス業3万円、合計で453万円の増額補正をするものでございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では、第1号被保険者分の過年度所得構成による還付金を3万5,000円計上し、6 款予備費において調整をいたしました。

14ページ以降は、給与費の明細書でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第22号～日程第24 議案第24号

**議長（西藤 努君）** 日程第22 議案第22号 平成29年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第24 議案第24号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、登壇の上願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第22号 平成29年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,056万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,902万3,000円といたします。

続いて4ページをご覧ください。

地方債の変更でございますけれども、第2表地方債補正によります起債の目的でございますが、地方公営企業法非適用事業補正後の限度額でございますが、2,180万円、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

続いて6ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金について、実績見込みにより145万7,000円の増額といたします。

3 款国庫支出金、2 目衛生費国庫補助金11万1,000円の減額と、4 款県支出金2 目衛生費県補助金11万1,000円の減額は、いずれも合併処理浄化槽の設置実績見込みによる減額でございます。

5 款繰入金でございますが、実績見込みにより2,655万8,000円の減額といたします。



7 ページをご覧ください。

7 款諸収入、2 節消費税還付金は、構成による消費税還付金536万1,000円の計上でございます。

8 款町債、1 節下水道事業債は、公営企業会計移行業務の実績見込みにより、60万円の減額といたします。

続いて、歳出でございます。

8 ページをご覧ください。

1 款下水道費のうち、1 項下水道管理費の1 目下水道等管理費では、人勸による人件費の補正のほか、実績見込みにより、11 節需用費150万円の減額、13 節委託料103万4,000円の減額、15 節工事請負費213万9,000円の減額でございます。

22 節補償、補填及び賠償金23万7,000円は、消費税の不適切な事務処理による加算税並びに延滞金分でございます。

2 目コミプラ等管理費では、同じく実績見込みにより11 節需用費が150万円の減額、15 節工事請負費が32万2,000円の減額、22 節補償、補填及び賠償金1,000円は、消費税の不適切な事務処理による加算税分でございます。

9 ページをご覧ください。

3 目茂田井地区管理費の22 節補償、補填及び賠償金6,000円は、消費税の不適切な事務処理による加算税並びに延滞金分でございます。

2 項下水道事業費、1 目下水道等事業費では、実績見込みにより、13 節委託料が20万8,000円の減額、15 節工事請負費では新規加入に伴う管路延長工事がなかったことにより486万円の減額、19 節負担金補助及び交付金では、合併処理浄化槽設置整備補助金として予定をしておりました一般家庭用1 基分50万円とからまつ平地区での営業施設用1 基分400万円の計450万円について、設置がなかったことから減額といたしました。

10 ページをご覧ください。

2 目茂田井下水道事業経費については、新規加入に伴う管路延長工事がなかったことにより、13 節委託料及び15 節工事請負費合わせて536万円の減額でございます。

11 ページをご覧ください。

2 款公債費は、財源内訳の変更となります。

3 款予備費は、53万4,000円の増額でございます。予備費により、調整をいたしました。

12 ページ以降は、給与費明細書並びに手当の状況になっております。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第23号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,600万円といたします。

4ページをご覧ください。

歳入では、2款使用料及び手数料、1目下水道使用料について、70万円の増額でございます。これは、滞納繰越分の実績見込みによるものでございます。

4款繰入金、1目基金繰入金は100万円の減額でございます。

5ページをご覧ください。

歳出では、1款衛生費、1目下水道管理費について、69万8,000円の増額でございます。需用費、工事請負費等の実績見込みによる減額のほか、22節補償、補填及び賠償金6万9,000円は、消費税の不適切な事務処理による加算税並びに延滞金分でございます。

25節積立金は、762万9,000円の増額でございます。

2款予備費は、99万8,000円の減額でございます。予備費により、調整をいたしました。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第24号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第2条、平成29年度立科町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第51款水道事業費用、第1項営業費用について、85万3,000円を増額し、2億3,700万7,000円とし、第4項予備費を85万3,000円減額し、3,230万8,000円とするものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用できない経費を、職員給与費1,986万5,000円を2,000万7,000円に改めます。

2ページをご覧ください。

収益的支出ですが、1項営業費用については、人勸による人件費の補正のほか、2目配水及び給水費、22節動力費では実績見込みによる深久保代替揚水ポンプに係る電気料15万円の増額、5目減価償却費では機械及び装置減価償却費53万5,000円の増額でございます。

予備費が、85万3,000円の減額でございます。

3ページは、平成29年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書になっております。

4ページ以降は、給与費の明細書並びに手当の状況となっております。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第25 議案第25号

議長（西藤 努君） 日程第25 議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小平観光商工課長、登壇の上願います。

〈観光商工課長 小平 春幸君 登壇〉

観光商工課長（小平春幸君） 議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）は、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第51款索道事業費用の予算額は、増減なく、4億3,600万円であります。

第1項営業費用を41万8,000円減額し、同額を第3項予備費で調整させていただきます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第6条中（1）職員給与費2,678万4,000円を2,638万1,000円に改めるものである。

2 ページをご覧ください。

支出第51款索道事業費用の総額に増減はありません。

第1項営業費用の第1目リフト営業費用を41万8,000円減額し、1億6,116万8,000円に改めるものです。

1節給料は9万1,000円、2節手当は10万1,000円、4節法定福利費は21万1,000円、5節退職組合負担金は1万5,000円、いずれも減額するものでございます。これは、年度途中の人事異動にかかわるものと、長野県人事委員会勧告による職員給与の改定に伴うものであります。

第3項予備費は、第1項営業費用の減額分41万8,000円を調整し、1,071万9,000円といたしました。

3 ページについては、平成29年度索道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜）であります。

4 ページから5 ページについては、給与費明細書であります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

◎日程第26 議案第26号

議長（西藤 努君） 日程第26 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度立科町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億5,000万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に、過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算です。款、項、金額の順に申し上げます。

まず、歳入となります。

1 款 1 項町民税 3 億865万8,000円、2 項固定資産税 4 億2,215万9,000円、3 項軽自動車税2,719万7,000円、4 項町たばこ税3,774万7,000円、5 項入湯税3,150万円。  
2 款 1 項地方揮発油譲与税1,700万円、2 項自動車重量譲与税4,100万円。3 款 1 項利子割交付金100万円、4 款 1 項配当割交付金200万円、5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金100万円、6 款 1 項地方消費税交付金 1 億3,000万円、7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金850万円、8 款 1 項自動車取得税交付金1,100万円、9 款 1 項地方特例交付金200万円、10款 1 項地方交付税15億9,000万円、11款 1 項交通安全対策特別交付金70万円、12款 1 項負担金2,881万9,000円、13款 1 項使用料 1 億1,279万1,000円、2 項手数料 910万4,000円、14款 1 項国庫負担金 1 億4,680万8,000円、2 項国庫補助金5,214万4,000円、3 項委託金222万9,000円、15款 1 項県負担金9,607万円、2 項県補助金 1 億2,289万4,000円、3 項委託金2,556万5,000円、16款 1 項財産運用収入9,569万6,000円、2 項財産売払収入2,580万1,000円、17款 1 項寄附金 1 億2,377万4,000円、18款 1 項特別会計繰入金200万6,000円、2 項基金繰入金 5 億8,013万5,000円、19款 1 項繰越金 6,000万円、20款 1 項延滞金加算金及び過料 7 万2,000円、2 項町預金利子30万円、3 項貸付金元利収入8,780万6,000円、4 項雑入5,122万9,000円、21款 1 項町債 1 億

9,530万円、歳入合計44億5,000万円。

次に、歳出でございます。

1款1項議会費6,759万円、2款1項総務管理費6億4,861万8,000円、2項町税費6,581万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,934万1,000円、4項選挙費1,241万2,000円、5項統計調査費41万6,000円、6項監査委員費66万3,000円、7項コミュニティ費4億3,776万3,000円、3款1項社会福祉費3億2,685万3,000円、2項児童福祉費2億6,865万3,000円、3項高齢者福祉費3億4,643万7,000円、4項人権政策推進費333万5,000円、5項災害救助費2,000円、4款1項保健衛生費1億3,064万円、2項清掃費1億2,763万9,000円、5款1項農業費1億5,831万3,000円、2項林業費8,108万3,000円、3項土地改良費2,684万4,000円、6款1項商工費1億8,773万8,000円、2項観光費1億8,431万8,000円、7款1項土木管理費4,327万円、2項道路橋梁費1億3,980万3,000円、3項河川費441万円、4項住宅費996万8,000円、5項下水道費3億7,103万8,000円、8款1項消防費1億6,527万2,000円、9款1項教育総務費1億2,576万4,000円、2項小学校費7,167万3,000円、3項中学校費6,112万8,000円、4項社会教育費2,290万7,000円、5項社会体育費2,123万3,000円、6項施設管理費1,371万1,000円、10款1項農林業施設災害復旧費200万円、2項公共土木施設災害復旧費100万円、11款1項公債費2億6,029万5,000円、12款1項予備費2,500万円、歳出合計44億5,000万円。

前年度より3億円増の予算となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

債務負担行為です。

事項、蓼科牧場賃貸借、飼育動物に対する損失補償。期間平成30年度。限度額、蓼科牧場飼育動物賃貸借契約第5条に定められた補償の額。内容ですが、平成30年度に賃貸借する飼育動物が死亡等で損失補償する場合の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

臨時財政対策債1億2,000万円、辺地対策事業7,000万円、緊急防災減災事業債530万円、合計1億9,530万円。証書借入または証券発行。4%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行ったものにおいては、当該見直し後の利率。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として借り入れるもので、元利償還金に対し100%の交付税措置があります。辺地対策事業債は80%、緊急防災減災事業は70%と、それぞれ交付税措置がある有利な起債となっております。

12ページをおねがいたします。

歳入となります。

各項ごとに、主なものについてご説明を申し上げます。

1 款 1 項町民税は個人町民税では606万9,000円増、前年比2.4%の増となっております。また、法人町民税は136万6,000円の増、前年比3%の増となります。なお、徴収率は、個人町民税は現年課税分で97%、法人町民税は99%で見込んでおります。

2 項固定資産税は、評価がえにより679万8,000円の減額を計上、徴収率は96%を見込んでおります。

13ページ、3 項軽自動車税は、90万7,000円の減で見込んでおります。徴収率は97%でございます。

4 項町たばこ税は、平成29年度の実績見込みにより減額で計上しております。

5 項入湯税は、平成29年度の実績見込みによる計上でございます。

14ページ、2 款地方譲与税から、16ページの11款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画また過去の実績等により見込みを計上しました。

国の地方交付税総額が前年度比で3,213億円減額することとなったため、地方交付税は3,000万円の減額を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

12款 1 項負担金では、1 目 1 節児童福祉費負担金では、子育て支援として保育所入園児第2子保育料減免により、490万円程度の減額を見込んでおります。

18ページ、13款 1 項使用料では、コミュニティ施設使用料、これは権現の湯の入館料等でございますけれども、昨年より1,523万9,000円の減額の計上でございます。これは平成30年度に大規模改修工事を行う計画のため、工事期間中の閉館を見込んだことによります。

以下、20ページの手数料までについては、前年度実績からの見込みによる計上でございます。

20ページ中段になりますけれども、14款 1 項国庫負担金は障害者支援事業7,228万5,000円と、児童手当負担金6,465万7,000円を計上しております。

21ページ、2 項国庫補助金は、地方創生推進交付金1,189万8,000円、社会保障税番号制度システム整備費等補助金488万6,000円、及び小学校線及び五本木前線の改良工事に伴う社会資本整備総合交付金2,479万円が主な事業でございます。

22ページをお願いいたします。

15款 1 項県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、障害者支援事業負担金、児童手当負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が主でございます。87万4,000円の減額となっております。

23ページ、2 項県補助金は、1 目総務費県補助金、「地域発 元気づくり支援金」事業補助金は、学生地域活動支援事業への補助金であり、2 目民生費県補助金では、

福祉医療費給付事業補助金、24ページに移りまして、4目農林水産業費県補助金では、中山間地域農業直接支払・多面的機能支払交付金、森林造成事業補助金、松くい虫防除対策事業の補助金が主なものでございます。

また、鳥獣害被害防止緊急捕獲対策交付金は、雑入からの科目替えであり、200頭捕獲を見込み、農村地域防災減災事業補助金は、女神湖の調査計画事業の補助金を計上しております。

25ページ、3項委託金は県税徴収事務委託金及び選挙費委託金では、本年8月に予定されている県知事選挙並びに平成31年4月に予定されている県議会議員選挙を計上しております。

26ページ、16款1項財産運用収入では、別荘等貸付賃貸料は368万円減額し、徴収率を90%で見込んでおります。

27ページ、16款2項財産売払収入では、搬出間伐材の売り払いなどの収入として1,930万円計上しております。

17款寄附金では、ふるさと寄附金を1億300万円を見込みました。

28ページ、2項基金繰入金は、当初予算の段階では財政調整基金5億8,000万円を計上しました。前年度比2億9,500万円の増額となります。本年度は、権現の湯大規模改修工事や施設の維持修繕工事などの計上により、歳入が不足する額を計上いたしました。今後確定する平成29年度からの繰越金や地方交付税、補助金の確保などに努め、基金の取り崩しを検討してまいります。

19款1項繰越金は、6,000万円としました。

29ページをお願いいたします。

下段20款3項貸付金元利収入は、中小企業振興資金融資預託金を175万円増額したことにより、8,675万円を計上しました。

30ページ、4項雑入、総務費雑入では、職員給与費負担金1,045万円は北佐久郡老人福祉施設組合広域連合などへの派遣職員の給与費です。

ほか、31ページまでの雑入については、実績等からの見込みで計上しております。

32ページをお願いします。

21款町債の臨時財政対策債は、交付税の代替として借り入れるものでございます。辺地対策事業債はクロスカントリー整備事業に充当し、緊急防災減災事業債はJアラート受信機更新の財源として計上しております。

議長（西藤 努君） ここで暫時休憩とします。再開は2時45分です。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

長坂総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） それでは33ページ、歳出を説明申し上げます。

各ページの右側、説明欄をご覧くださいと思います。

1 款議会費は、前年比39万4,000円の増額で計上しております。

35ページをお願いいたします。

2 款 1 項総務管理費について。一般管理費では経常的な経費の計上が主なものになります。昨年より455万5,000円の減額は、立科有線設備機器更新補助金が3年計画で昨年終了したことが、主な要因でございます。

39ページ、電算管理経費使用料では、SDCハウジング費用381万5,000円の増は、基幹系サーバーに故障や事故があっても業務の継続ができるようにするものでございます。

40ページ、備品購入費では、プリンター3台の更新経費を49万3,560円計上しました。

41ページ、電算機関係共同システム共同利用負担金3,870万4,000円を計上しました。負担金の見直しの検討及び次期業者のRFIの実施などを行い、再調達をするのか、現システムの更新をするのか、7月の委員会をめぐりに検討しております。

中段以降は、特別職及び職員の給与となっております。来年度、事務職で新規採用の3名については、人事配置が定まるまで総務課に掲示をしております。

42ページ、財政管理経費、次の財産管理経費、43ページ、別荘等貸付地管理経費及び44ページ、庁舎管理経費、45ページ、町用車維持管理経費は、経常的な経費の計上に加え、庁舎管理経費の修繕料では、電柱から庁舎キューピクルまでの配線設備の更新経費や、応急の修繕工事費を見込んでおり、町用車維持管理経費では、備品購入費で、平成14年登録の公用車1台の更新経費163万1,000円を計上しております。

46ページ、基金管理経費では、ふるさと寄附金から立科町ふるさと基金に1,300万1,000円の積み立てを計上し、47ページ、交通安全対策経費では経常経費に加え、平成29年度より始めた18歳以下の子供及び障害をお持ちの方の東北信市町村交通災害共済掛金を無料化にするための経費35万4,000円を計上しました。

下段、企画一般経費では、48ページ上段委託料で、公共施設長寿命化計画策定401万8,000円を計上し、個別計画の策定を進めます。広報経費では、行政情報等のラジオ放送業務に、昨年消防費で計上していた災害等の緊急情報経費を加え、146万2,000円を計上しております。

49ページ、町づくり事業経費、経常的な経費を計上しました。

下段、地域大学連携推進事業経費では、元気づくり支援金の補助金を受け、学生による地域課題解決事業180万4,000円を計上しました。

50ページ、移住定住推進経費では、移住定住プロモーションビデオ制作経費、51



ページでは、補助金で移住促進を目的に、空き家利用促進事業補助金を創設しました。これは空き家バンクに登録し、移住者と契約なされた場合、回収や片づけなどの費用として、補助金3分の2、上限50万円まで補助するものでございます。

51ページ、地域おこし協力隊経費では、4名の隊員分を計上しております。

52ページ、地方創生推進事業経費2,405万円は、地方創生推進交付金1,189万8,000円を活用したテレワーク推進事業の経費となります。

53ページ、諸費、消費者保護推進費、地域情報通信経費では経常経費となっております。ふるさと寄附金事業経費では、昨年度の実績により見直しを行い、計上いたしました。

54ページ、2項町税費についてございます。

税務一般経費は経常経費であり、55ページ下段、賦課徴収経費では、経常経費に加え、町税をコンビニ収納に対応するための経費として396万3,600円を計上し、利便性の向上を図ります。

58ページ、3項戸籍住民基本台帳経費電算委託料では、マイナンバーカード旧姓併記に伴うシステムの改修を10分10の補助事業で実施いたします。また、印鑑証明書のサイズをA4に変更するためのシステム改修経費66万9,840円を計上いたしました。

60ページ、選挙費となります。3目県議会議員選挙は平成31年4月に予定されており、年度当初のため、来年度予算でその準備を行う必要があるため、計上しております。4目県知事選は、本年任期満了に伴う選挙が8月に実施される予定であり、必要経費を計上いたしました。

62ページ、5項統計調査費の指定統計調査費では、工業統計調査、住宅土地統計調査などの経費が主なものでございます。

63ページ、7項コミュニティ費では、権現の湯が開館以来20年経過し、設備の老朽化が進んできており、安心してお客様にご利用いただけるようリニューアル工事を計画し、設計監理と工事を合わせ3億4,214万4,000円を計上しております。

66ページ、ふるさと交流館管理経費は、経常経費となります。

67ページ、3款民生費となります。1項社会福祉一般経費は経常経費であり、68ページ上段、国民健康保険特別会計繰出金は5,471万1,000円で、昨年より約200万円の減額となっております。

次に、社会福祉協議会関係経費では、補助金1,785万6,000円と、昨年とほぼ同額としました。下段は、老人福祉センター管理経費は、経常経費を計上し、修繕費では玄関自動ドアの修繕などを計上いたしております。

70ページの障害者支援事業経費では、実績等により見込みを計上しております。

71ページ下段からの、福祉医療給付事業経費では、乳幼児児童について8月より現物支給方式といたします。

70ページ、臨時福祉給付金給付事業経費は、来年度はございません。

73ページ、2項児童福祉費について。児童福祉関係経費では、児童手当で9,308万円が主なもので、昨年より約600万円減額となっております。児童館事業経費は、経常的な経費を計上しております。

74ページ下段、子育て支援事業経費では、次ページ上段の委託料に、平成32年度からの後期計画策定のためのアンケート調査及び分析の経費172万8,000円を計上し、多子世帯保育料等軽減事業は、町外の幼稚園等へ通う第3子以降で、保育料軽減を受けてない方への補助金ですが、来年度からは第2子への半額補助を計上しております。

高等学校等就学支援金720万円は、高校生等に1人当たり月額3,000円の手当てを交付し、子育て世代の支援をするものでございます。下段、保育所事業経費では、経常経費を見込んでおります。

78ページ下段、一般職給料は、昨年より2名増員で見込んであります。

79ページ、3項高齢者福祉費高齢者福祉一般経費は、経常経費を計上しております。

80ページ、後期高齢者医療経費は、前年度2.1%伸びとなり、後期高齢者医療広域連合負担金9,716万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,859万6,000円を計上しました。

下段、介護保険経費では、介護保険特別会計繰出金1億2,440万1,000円を計上しました。

81ページ、居宅介護支援事業経費、下段、敬老の日事業経費は経常経費でございます。

82ページ、高齢者共同住宅事業経費、これも経常的な経費でございます。

83ページ、経常的なものに加えまして、工事請負費に食堂へのエアコン設置と、居室1台の更新、失礼しました。食堂へのエアコン設置と居室1台の更新を計上してございます。

地域包括支援センター事業経費は、臨時職員及び法人への業務委託料を計上しております。

高齢者生きがいセンター及び84ページの健康支援センター女神管理経費は、それぞれ管理に係る経常的な経費でございます。

85ページ、4項人権政策推進費でございますが、人権政策推進一般経費では、委託料に人権総合計画策定事業を計上し、総合計画の見直しを行います。部落解放同盟立科町協議会補助金は60万円といたしました。人権センター運営経費は経常経費でございます。

88ページ、4款衛生費1項保健衛生費になります。1目保健衛生費、総務費は、それぞれ経常的な経費を計上してございます。

下段、地域医療対策事業経費では、佐久広域連合負担金は、佐久医療センター運営費負担金652万1,000円を、川西保健衛生施設組合負担金では、川西赤十字病院運営費2,544万円を計上し、不採算医療機能分野の補填をすることとしております。

下段、成人老人保健事業経費では、90ページ、特定保険などの検診委託料1,313万円を、予防接種事業経費では医療材料費及び予防接種委託料が主なものでございます。

91ページ、母子保健事業経費では、妊婦・乳児一般健康診査等委託料及び不妊治療補助金が主なものでございます。

92ページ、環境衛生費では、佐久広域連合負担金、火葬場の負担金250万3,000円を計上しております。

93ページ、地球温暖化防止経費では、太陽光発電施設クリーンエネルギー自動車購入費、住宅断熱性能向上リフォーム事業の補助金450万円を計上しております。

2項清掃費、ゴミ処理一般経費では、94ページ下段の川西保健衛生施設組合負担金7,807万8,000円、佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金1,718万円をそれぞれ、失礼しました。1,701万8,000円をそれぞれ計上をしました。

95ページ下段、し尿処理一般経費は、川西保健衛生施設組合負担金1,511万3,000円を計上しました。

96ページ、5款1項農業費についてでございます。農業委員会運営経費では、農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬及び活動経費を計上しました。

97ページ、農業総務一般経費は、経常的な経費でございます。

98ページ、農業振興費では、下段での補助金では、新規作物栽培管理366万6,000円を計上し、遊休荒廃地対策として、ワラビ、野沢菜の作付をして、その収穫体験を立科町振興公社が行います。

99ページ中段、荒廃農地等利用促進交付金では、県補助金を活用して、遊休農地の再生等の補助金90万円を計上しました。農業制度資金利子補助、農畜産物立科ブランド確立事業は前年同様ですが、人・農地プラン事業は補助名が青年就農給付金から農業次世代人材投資資金に変更になりました。

100ページ、畜産振興経費では、佐久広域連合負担金348万9,000円は、佐久食肉センター運営に係るものでございます。

101ページ、交流促進センター経費では、交流促進センター運営に係る経常的な経費で主になりますが、修繕料に経年劣化した天井クロスの修繕を計画いたしました。

102ページ、クラインガルテン経費では、畑への侵入防止の木柵設置工事費74万6,000円を計上しました。

中山間地域農業直接支払事業経費では、協定締結23集落への交付金2,414万8,000円を計上しております。

103ページ、森林公園管理経費では、経常的な管理経費に加え、案内看板設置工事を計上しました。多面的機能支払経費では、10組織に対し交付する農地維持・資源向上の協働活動支援交付金と、さらに長寿命化活動を行う7組織に交付する資源向上長寿命化活動支援交付金を合計いたしまして、4,513万9,000円を計上しております。農業再生事業経費では、県補助金を要望している経営所得安定対策直接支払推進事業補

助金を計上しました。

104ページ、2項林業費となります。林業一般経費では22年間使用し、老朽化しているダブルキャブトラックの更新経費449万6,000円を計上しております。

100ページ下段、松くい虫防除対策事業経費では、伐倒駆除委託料を昨年とほぼ同額の2,738万9,000円を計上しました。

106ページ、農林造成事業経費では、信州の森林づくり事業により、搬出間伐30ヘクタールを計画し、3,919万6,000円を計上しております。

3項土地改良費についてです。土地改良振興経費では、立科土地改良区への補助金及び県営事業等の土地改良事業への補助金として2,669万2,000円、計上しております。農村地域防災・減災事業調査計画事業では、女神湖の災害対策マニュアルの作成のためのものでございます。県営かんがい排水事業実施計画策定補助金は、改良区が平成31年度から10年かけて実施する蓼科山麓から農地までの用水路の改修の実施計画策定に係る町負担金の計上でございます。

108ページから6款1項商工費になります。

109ページ、商工振興経費では商工会補助金988万円、110ページ、中小企業振興資金貸付預託金は実績見込みを加味し、8,675万円に増額計上しました。

地域交通対策経費では、スマイル交通を運行する地域公共交通活性化協議会補助金に、地域公共交通網形成計画策定事業590万、失礼しました。593万円を加えまして、3,376万1,000円、丸子線および中仙道線の代替バス等運行補助金合わせて1,185万4,000円を計上しております。

111ページ、2項観光費について、観光一般経費では経常的な経費に加え、負担金として信州アフターディステーションキャンペーン負担金13万5,000円、信州ビーナスライン連絡協議会負担金87万円を計上いたしました。

112ページ下段になりますが、索道事業会計経費では、索道事業負担金484万円、これは白樺高原観光センターの経費の負担金となります。

113ページ、観光推進経費の立科町観光連盟補助金では既存事業に加え、2つの観光協会統合に係る経費補助金を含めまして1,329万6,000円を計上しました。

観光振興経費では観光用ホームページ作成委託料378万円計上し、夏冬用を作成いたします。

観光施設観光経費では、115ページになります。工事請負費950万円を計上し、御泉水自然園ビジターセンター外壁防汚処理工事などを計画し、備品購入費では、蓼科牧場山頂駅近くに可搬式テラスを設置し、眼下に広がる雄大な自然を楽しんでもらう計画でございます。

116ページ、辺地対策観光施設整備事業では蓼科第二牧場クロスカントリーコース整備事業を計上いたしました。東京オリンピック・パラリンピックのオランダ共和国の陸上中長距離選手のホストタウン登録が認められ、ナショナルチームの練習コース

と活用されるとともに、白樺高原の知名度アップを期待しております。

牧場管理経費は、ふれあい牧場管理に係る経費となり、リースにより常用の草刈り機を整備し、牧場内の草刈りを行い、牧草の管理を行います。

118ページからは、7款1項土木管理経費についてになります。土木管理一般経費では、経常経費が主となっております。

119ページ下段、水道事業会計経費では、簡易水道公債費利子分補助として、負担金588万9,000円を計上しております。

120ページ、2項道路橋梁費について、道路、失礼しました。道路維持管理経費は迅速な修繕に対応するため、小規模修繕料を1,900万円、修繕工事費1,100万円を計上し、地域活動への助成金として、町道維持管理協力補助金240万円を計上しております。

121ページ下段の、道路新設改良舗装経費では、町野方線舗装工事等で3,500万円計上いたしました。

122ページ下段、社会資本整備総合交付金道路整備事業経費4,617万1,000円は、小学校線及び五本木前線の改良工事経費が主なものでございます。

123ページ、河川維持管理経費では、植木沢川の修繕工事費等を計上しております。

4項住宅費については経常経費を計上したほか、124ページ、住宅建築耐震改修等事業経費では、住宅耐震改修事業補助金100万円を新たに計上しました。事業費の2分の1、補助金限度額100万円以内とし、安全ストック形成事業による耐震の診断を受けた住宅が対象となります。

125ページをお願いいたします。

5項下水道費についてでございます。

下水道事業推進経費では、川西保健衛生施設組合負担金9,164万円、下水道事業特別会計繰出金2億8,051万8,000円が主なものでございます。

126ページをお願いいたします。

8款1項消防費について、非常備消防経費では、消防団員報酬949万円、次ページ、その他報奨金、団員退団報奨金850万円を計上し、被服費489万6,000円では、災害現場で団員の安全を守るため、火に強く、刃物でも切れづらい安全手袋を貸与するための購入経費を計上しております。

128ページ、常備消防経費は、佐久広域連合負担金です。消防施設整備事業経費では、防火水槽の修繕工事2カ所、消防庫等の更新工事、備品購入費では、古町分団と藤沢分団の小型ポンプ更新及び各分団の消防備品の整備、消火栓設置負担金では、更新2基、新設1基の負担金となっております。

129ページ、防災関係費工事請負費では、安全な町づくりの一環として、2台の防犯カメラの設置経費と緊急防災・減災事業債を借りて、Jアラートの受信機更新事業を計上しております。

131ページからは教育費になります。教育委員会運営経費、事務局一般経費は、經常経費の計上でございます。

132ページ、教育振興経費では、特別支援教育、立科教育推進事業、不登校対策事業等の講師賃金を2,894万5,000円計上し、講師謝礼では、日本サッカー協会こころのプロジェクト経費52万円を計上しました。

133ページ、補助金では、蓼科高等、失礼しました。蓼科高校通学車両運行補助金を増額し、1,300万円とし、中学校補助金では、開校60周年記念事業補助金を含めて計上し、教育文化振興協議会へ300万円の交付金を計上しております。

135ページをお願いいたします。

2項小学校費についてとなります。小学校管理経費では經常経費が主でございますが、136ページ下段、リース料は、児童用パソコン35台の更新のリース料295万7,000円を加えて計上いたしました。

136ページ下段、小学校教育振興経費では、図書購入費100万円、137ページ、扶助費要保護及び準要保護児童特別支援教育就学児童扶助費として290万円を計上しました。

小学校施設経費では138ページ、工事費で、保健室冷房設置工事、小学校内壁改修、プール排水弁の更新等を計上いたしました。小学校給食経費では、經常的な経費でございます。

140ページをお願いいたします。3項中学校費についてでございます。中学校管理経費では經常経費が主な計上ですが、141ページ下段、リース料は生徒用パソコン35台の更新254万4,000円を含め、503万2,000円を計上いたしました。

142ページ、中学校教育振興経費は、図書購入費80万円及び扶助費286万円を計上しました。中学校施設経費では、校舎南側2階、3階のベランダ手すりの防腐塗装工事を計上しました。中学校給食経費は、經常的なものでございます。

145ページ、4項社会教育費について。社会教育費では、負担金で保科五無斎生誕150周年記念実行委員会補助金6万円を計上しております。

146ページ、公民館事業経費では、經常的な経費が主なものとなりますが、147ページ上段の自治活動交付金は、各分館の活動に対する公費となっております。青少年育成事業経費は、經常的なものでございます。

149ページ、人権教育推進事業経費では、人権教育推進協議会及び学校人権教育推進事業への負担金133万9,000円が主なものでございます。下段、文化財保護経費では、文化財調査等に係る經常経費を計上しております。

151ページをお願いいたします。

5項社会体育費について、社会体育振興経費補助金では、町、体育協会、蓼科高校運動部、愛川駅伝大会への補助金118万円を計上しました。町民運動会経費425万5,000円は、4年に1度開催する町民運動会を平成30年度実施する経費でございます。

152ページ、体育施設管理経費では、経常経費に加え、権現山運動公園野球場のワイヤレスマイクの不具合の修繕工事費60万3,000円を計上しました。

153ページ、6項施設管理費について。中央公民館管理経費では、中央公民館階段手すり及びホール床の修繕経費を計上しました。下段、史跡公園管理経費、154ページ下段、権現の森公園管理経費では、経常経費の計上でございます。

156ページ、10款1項農林業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費については、応急・復旧費用を計上しております。

157ページ、11款公債費は、平成29年度までの借り入れに係る元利償還金合計の見込みで、2億6,029万5,000円を計上しました。前年度比298万1,000円の減額となっております。

12款予備費は、2,500万円を計上しました。

なお158ページから164ページにつきましては、給与費明細書を添付してございます。

165ページは、債務負担行為に関する調書、166ページには、地方債に関する調書であり、起債残高が減収をする見込みとなっております。

167ページには、予算の目的別グラフを添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第27 議案第27号～日程第29 議案第29号

**議長（西藤 努君）** 日程第27 議案第27号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第29 議案第29号 平成30年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

斉藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 斉藤 明美君 登壇〉

**町民課長（斉藤明美君）** 議案第27号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8億3,695万2,000円とするものであり、前年度より額で2億2,196万9,000円、率で21%の減額となる予算となっております。

本年度の国民健康保険特別会計予算は、平成27年5月、国民健康保険法が改正され、都道府県が市町村とともに保険者に位置づけられ、町は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担い、県は財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運

営において中心的な役割を担い、国民健康保険制度の安定を図るという大きな制度改革の本格実施となり、県への納付金制度の導入などにより、予算科目につきましても、大きく変更をしておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは8ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は一般被保険者を1,985人、退職被保険者を46人と見込み、合わせて現行税率を据え置き、一般被保険者国民健康保険税は、1億4,817万4,000円、退職被保険者等国民健康保険税は457万9,000円、全体で前年度比426万1,000円の減となる、1億5,275万3,000円を計上いたしました。

9ページ、2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料として前年度と同額でございます。

3款県支出金1項県負担金は、国保制度改正に伴い予算の計上はございません。

2項県補助金の保険給付費等交付金では、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費に対しまして、県が普通交付金として負担をするもので、5億9,375万1,000円を計上いたしました。同じく特別交付金では1,109万8,000円を計上し、内訳は市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として267万6,000円、国分の特別調整交付金及び制度改正に伴うシステム改修費補助として437万4,000円、県分の保険事業等への事業負担について、県繰り入れ2号分として198万2,000円、特定健診に係る事業費について、国3分の1、県3分の1の負担金として、206万6,000円でございます。財政調整交付金は、制度改正により予算の計上がございません。

10ページをお願いいたします。

4款財産収入では、基金の利子積立金でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金では、5,471万1,000円を見込んでおります。これは国保会計で実施する保険事業経費や、保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分などが主な内容でございます。

2項基金繰入金については、歳出における保険事業費納付金の推計から、本年度基金より2,248万9,000円を繰り入れるものでございます。これにより、平成30年度末基金残高は約7,500万円になる見込みでございます。

11ページ、6款繰越金200万円は、平成29年度実績見込みによるものでございます。

7款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

12ページ、13ページの各科目につきましては、制度改正等により予算計上はございません。なお、12ページ上段の療養給付費等負担金、特定健診等負担金及び下段の療養給付費交付金は、平成29年度の精算分として平成30年度に入ってから確定になるため、補正による計上を予定しております。

続いて14ページをお願いいたします。14ページからは歳出となります。

1款総務費1項総務管理費は、国保事業に係る経常的な経費となりますが、国保制度改正に伴うシステム改修費などが落ちついたことにより、前年度比178万8,000円の



減額となる431万円の計上となります。主な内容といたしましては、保険証などの帳票作成に66万円、委託料でレセプト点検や電算委託料として111万2,000円でございます。

2項徴税费では、住民サービスの向上及び収納率の向上を目的として、コンビニ収納に対応するためのシステム改修費など75万6,000円を計上し、前年度比75万2,000円増の198万3,000円を、3項運営協議会費では、委員報酬及び旅費で11万2,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

2款の保険給付費につきましては、過去5年間の平均伸び率と県の試算数値及び実績等をもとに算出しております。

1目一般被保険者療養給付費では、前年度比5,803万9,000円減の4億8,000万円、2目退職被保険者等療養給付費では、退職者医療制度廃止による退職被保険者の減少及び過去の医療費実績から、前年度と同額の3,000万円を見込んでおります。

3目及び4目一般療養費、退職療養費につきましても、それぞれ400万円、35万円を計上し、17ページ、5目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として、180万1,000円を計上いたしました。

続いて、2項高額療養費につきましても、療養給付費同様、過去5年間の伸び率と実績の推計から、1目一般高額療養費で前年度比482万2,000円減の7,000万円、2目退職高額療養費は前年度比68万3,000円減の、700万円を計上し、1項療養諸費、2項高額療養費の合計で、前年度比6,451万3,000円の減となる5億9,606万2,000円を見込んでおります。これらの財源につきましては、全て県からの保険給付費等交付金で賄うことになります。

3項移送費につきましては、一般・退職とも、前年度と同額の計上でございます。

4項出産育児諸費では、3件分126万1,000円、20ページ、5項葬祭費は、21件分105万円を見込んでおります。

3款国民健康保険事業費納付金は、平成30年度からの国保制度の改革に伴う県への納付金制度導入により新設となった科目でございます。医療費水準及び被保険者数等を鑑み、県が示す納付金額により、1項一般・退職合わせて保険、失礼しました。医療給付費分として1億5,097万6,000円、2項後期高齢者支援金分で、5,167万7,000円、3項介護給付費分で1,588万1,000円、納付金合計では2億1,853万4,000円となります。

22ページをお願いいたします。

4款保険事業費では、前年度比184万9,000円減となる1,398万7,000円を計上いたしました。正規雇用による臨時職員賃金の減額は、主なものでございます。このうち、1項特定健康診査等事業費では、特定健康診査受診率の向上と保健指導の充実を図るため、引き続き栄養士を臨時職員として雇用するための賃金248万5,000円、特定健診委託料として619万1,000円が、主な内容でございます。特定健診につきましては、平

成30年度も受診率の向上に努め、健診結果の分析などから、被保険者の健康増進と医療費の削減につなげていきたいと考えております。

2 項保険事業費では、被保険者の健康保持増進のための経費でございますが、補助金として人間ドック補助金350万円が、主な内容でございます。

5 款基金積立金では、利子積立金として11万4,000円の計上でございます。

6 款諸支出金では、保険税の還付金として前年度と同額を計上し、7 款予備費で調整をいたしました。

24ページ、25ページの各科目につきましては、制度改正に伴い、予算計上はございません。このうち老人保健拠出金につきましては、制度終了に伴うものでございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,214万3,000円とするものであり、前年度と比較しまして、額で1,119万5,000円、率で15.8%の増額となっております。本会計は、県の広域連合が被災した保険料を徴収する会計となっております。後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直しがされております。長野県における平成30、31年度の保険料率は、平成28、29年度の保険料率の据え置きが決定されております。

それでは5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主な内容につきまして説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を1,350人と見込み、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料で、5,344万2,000円と見込みました。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金では、1 目事務費繰入金は、保険証の送付や保険料徴収に係る事務的経費、2 目保険基盤安定繰入金では、所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金を一般会計からの繰入金として、合計で2,859万5,000円を見込みました。

続いて6ページ、4 款繰越金は10万円を計上いたしました。

5 款諸収入につきましては、前年度と同額としております。

次に8ページ、歳出でございますが、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は92万2,000円とし、こちらは保険証等の送付料、電算システムの委託料などの経常的な事務経費が主なものとなります。2 項徴収費につきましても、徴収経費として納入通知書、口座振替の手数料など、経常的な事務経費となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者より徴収した保険料と、一般会計からの繰り入れました保険基盤安定繰入金分を県の広域連合に納付をするもので、8,082万4,000円を見込みました。

3 款諸支出金は、所得更正などに係る保険料の還付金として10万円を計上し、10 ページ、4 款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 平成30年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額を8億9,909万9,000円とするものであり、前年度比、額で2,245万7,000円、率で2.4%減の予算でございます。

歳入より申し上げます。8 ページをご覧ください。

1 款保険料でございますが、特別徴収対象者2,340人、普通徴収対象者200人を見込み、保険料階層区分により算出をし、前年度比2,729万7,000円増の1億8,819万1,000円を計上いたしました。

介護保険料につきましては、3年に1度策定する介護保険事業計画をもとに保険料を見直すことになっており、第7期平成30年度から平成32年度の保険料改定となっております。保険料につきましては、過去の介護保険の利用実績及び平成30年度以降の給付見込みを算出し、各自治体ごとに保険料額を決定しております。

立科町の保険料の基準額につきましては、第6期保険料基準額5,450円に対し、15.6%増の6,300円となります。今後も給付費等の増加が見込まれることから、本会計におきましても、介護予防事業の展開により、給付費等の抑制、また計画期間中におきましては、給付費の急激な動向に対応するため、基金の活用を計画的に行っていくこととしております。

2 款分担金及び負担金、3 款使用料及び手数料につきましては、前年度並みの計上でございます。

9 ページ、4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目県年度分国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費総額に対し、国の負担割合に基づき1億4,530万3,000円を計上いたしました。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金では、介護給付費総額に対する国の負担割合に基づき5,138万2,000円を計上し、2 目地域支援事業交付金は、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業移行に伴い、過年度分のみ計上し、3 目では総合事業分の介護予防事業交付金を、4 目では総合事業以外の地域支援事業分として、包括的支援事業、任意事業交付金をそれぞれ負担割合により、計上をいたしました。

10ページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費総額に対する負担割合に基づき2億2,291万7,000円を、2 目地域支援事業交付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき952万1,000円を計上いた

しました。

6 款県支出金 1 項1目介護給付費負担金、2 目総合事業分の地域支援事業交付金及び3 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき、合計で1 億3,192万9,000円を計上いたしました。

7 款財産収入では、基金利子収入として4 万1,000円を見込んでおります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費負担金、4 目総合事業分の地域支援事業交付金、5 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、負担割合12.5%に基づき計上し、2 目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外にかかわる事務的な経費に係る繰入金を、3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第2 条第2 項に規定する第1 段階に該当する低所得者軽減分の繰り入れとして、309名分を見込み、一般会計繰入金合計で1 億2,439万9,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

9 款繰越金では、前年度繰越金として700万円を見込みました。

13ページ、10款諸収入 3 項地域支援事業利用者負担金として、配食サービスなど各種サービスに係る利用者負担金を233万8,000円計上いたしました。

続きまして14ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費は、介護保険の事務的経費であり、13節の委託料として介護保険システムの電算委託料が主なものであり、前年度比221万2,000円の減額でございます。前年度に行った介護保険制度の改修に伴う、失礼いたしました。介護保険制度の改正に伴うシステム改修費等が、減額となったものでございます。

2 項徴収費では、保険料徴収に係る経費が主なものであり、33万4,000円を計上いたしました。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、2 目認定調査費は認定調査に係る経費であり、12節役務費の手数料として、主治医意見書作成料が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

4 項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算システム委託料、業務委託料が主なものでございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護など、各サービス給付費及び居宅介護サービス計画費などで、国民健康保険団体連合会の負担金として7 億4,769万円を、補助金300万円のうち居宅介護福祉用具購入費補助金として100万円、住宅改修費として200万円を計上し、介護サービス給付費合計では、前年度比2 %減となる7 億5,069万円を計上いたしました。

2 項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として1,160万3,000円を、補助金260万円のうち福祉用具購入費補助金として60万円、住宅改修費として200万円

を計上し、介護予防サービス給付費合計では、前年度比5%減となる1,420万3,000円を計上いたしました。

18ページ、3項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払い手数料で、前年と同額を計上いたしました。

4項高額介護サービス費では、前年度実績の見込みにより30%減を見込み、1,601万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として4,206万2,000円を計上いたしました。

6項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に、医療・介護それぞれ案分により支給するものでございますが、184万円を計上いたしました。

3款地域支援事業費1項包括的支援事業任意事業費、こちらは総合事業以外の分でございます。

1目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに携わる職員1名の人件費が主なものです。

22ページをお願いいたします。

2目任意事業費では、13節委託料の家庭介護者交流事業、配食サービス事業が主なものであり、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、小諸北佐久の医師会と連携し、医療機関事業者をつなぐ在宅医療・介護連携システムの運営に係る負担金として前年度と同額を計上し、4目生活支援体制整備事業費では、地域のさまざまな住民活動等を応援するための仕組みづくりとして、昨年度に設置した生活支援コーディネーター1名に係る業務委託料が主なものでございます。合計で841万5,000円を計上いたしました。

23ページ下段から24ページにかけて、5目認知症総合支援事業費では、認知症サポーター等の養成に関する経費に加え、本年度新規事業として、国の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランにおいて、認知症になっても本人の意思が尊重され、住みなれた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方及びその家族の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うことを目的とする認知症初期集中支援チームを全市町村に設置し、平成30年度から実施することとなったためのチームサポート医師等の報酬を60万円計上いたしました。

2項介護予防・生活支援サービス事業費及び3項一般介護予防事業費は、総合事業分になります。

まず2項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、19節負担金の現行相当サービス、多様な訪問型サービスA及び通所型サービスAに係る国保連合会への負担金を、前年度の実績見込みより前年度比877万3,000円増の3,346万6,000円計上いたしました。

3項1目一般介護予防事業費は、主に健康サポーター養成講座、各種介護予防教室などに係る講師謝金、消耗品等であり、187万8,000円の計上でございます。

26ページをお願いします。

4款基金積立金は、基金利子収入4万2,000円を計上いたしました。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度実績から還付金等を見込んだものであり、6款予備費で調整をいたしました。

29ページ以降は、給与費の明細書でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（西藤 努君）** これで、本日の日程を全部終了しました。

これで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後3時56分 散会）